

安川電機行橋工場を雇止めされた上田良子さんを「再雇用させる会」発足



◆メーデーで支援を訴える上田良子さん（中央）と北九州争議団共闘議長の中村忠徳さん（右）

4月11日、安川電機を雇止めされた上田良子さんを職場に戻す支援組織「再雇用させる会」が小倉北区生涯学習センターで開かれました。

上田さんは平成23年11月、不更新条項付の労働契約を押し付けられ、「家族は私の収入に頼っており、65歳まで働きたい」と申し立てましたが、すぐ辞めるか1年間だけ延長の契約にサインするかの二者択一を迫られやむなくサイン。平成25年11月に63歳で雇止めされました。年金支給年齢まで働けるよう「高齢者雇用安定法」の適用を求めて提訴しました。地裁小倉支部での裁判は、6月9日には6回目のラウンド法廷を迎えます。

会長には中山地区労連議長、副会長は中村北九州争議団議長、二子石JMIU福岡地本委員長、事務局に久保安川合同支部副委員長が選ばれました。

病院と闘っている戸田さんや国労争議団OBの嶋さんたち支援者の激励挨拶のあと原告の上田さんは「退職金で差別され、更に再雇用で拒否され、会社のやり方は本当に卑劣です。65歳まであと1年半しかありませんががんばります」と決意表明し、暖かい拍手に包まれて閉会しました。



上田さんの勇気に敬意

30年も一生懸命働いてきた人に対してのひどい仕打ちは許せない。こういう企業の労働者無視の姿勢を正すことなくして、真の企業の発展にはつながらないと思う。黙っていても働く人の安定した雇用や労働条件は悪くなっていくだけだ。“だめなものだめ”と勇気をもって闘いに立ちあがった上田さんに敬意を送りたい。

闘ってこそ、働く人達の労働条件改善の道は開けると思う。一人ででも労働組合に加盟して闘うことの大切さを示した身近な例ではないでしょうか。多くのみなさんの力添えで、ぜひ勝利させてほしい。私も全力で支援していきたい。

（安川電機OB I・Tさん）

◆行橋工場前でビラ配布する上田さん



不更新条項を押し付けた 会社のやり方は卑劣

JMIU 地本の代表として上田さんの再雇用を要求する団体交渉に参加しました。

会社は「仕事がない」ことを雇止めの理由にしていますが、高齢者雇用安定法を守る気があるなら、仕事を探して65歳までの再雇用を保証すべきです。仕事がないのは上田さんの所為ではありません。

契約更新をするのに、職場の人に挨拶も出来ないような、時間を与えず不更新条項を押し付けた会社のやり方は卑劣です。労働者の気持ちを理解しようとするやらないやり方は許せません。

（JMIU福岡地本副委員長 小橋弘子）

——上田再雇用拒否裁判の争点——

有期だから高年法は 適用されないのか？

第一に、上田さんは高年齢者雇用安定法が適用されます。

上田さんは入社当時嘱託（特別）の契約でしたが、27年間社員と同等に扱われており、定年までの間、契約更新などありませんでした。

会社は「上田さんは有期雇用だから高年法は適用されない」と言っていますが、定年後の再雇用は、エルダースタッフ協定〈再雇用協定〉が適用されるべきです。

「辞めるか不更新条項付の 契約か」二者択一を迫り強行

第二は契約更新の際、不更新条項の労働契約を持ち出し、すぐ辞めるか、それとも1年間限りの契約を結ぶかの二者択一の選択をせまり強引に契約をさせたことです。不更新条項の押し付けは違法です。

会社は、本人が契約をしているから契約は有効としています。不更新条項を乱発させれば、法律で再雇用が保証されたとしても、企業は守らなくても良いことになり、到底認められません。

解雇権濫用による雇止め

第三は雇い止めたのは解雇権濫用です。

上田さんは高年齢者雇用安定法が適用され、65歳まで働く権利があるのに雇止めされました。高年法では、65歳未満の雇い止めは違法とされています。労働契約法19条違反にあたり解雇権濫用にあたります。

雇止めは労働審判提訴への報復

第四に会社の不法行為です。上田さんは60歳定年時に退職金で不当な扱いを受け労働審判の申立てをしました。労働審判では上田さんの主張をほぼ認め解決しました。調停2ヶ月後に会社は再雇用拒否、雇い止めを強行しようとしたのです。

インバータ事業部が繁忙であるにもかかわらず「仕事がない」といい、上田さんが不当な扱いを受け労働審判に提訴した恨みを、報復をもってなした卑劣な不法行為です。

再雇用制度は年金受給年齢が引上げられたもとの社会的要請です。再雇用を拒否する安川電機の姿勢は改めさせなければなりません。

裁判勝利を目指す全国

交流集会に参加して 原告・上田良子

全国交流集会は熱海で開かれました。私は他の闘争事例で何かを学びたいという思いで初めて参加しました。今回は国民救援会の河野さん、後藤クリニックで闘っている戸田さんと同行しました。

記念講演「裁判において何が事実認定を歪めるのか」というテーマの中で、裁判は事実確認が勝負で、事件のストーリーが重要。事実認定には動かない事実、客観的事実、立証人が必要であると言われ、事実を訴えることの重要性を教わりました。

分科会には「第2分科会の非正規労働者」に参加しました。全部で4件と少なかったのが意外でした。

まず最初の非正規切り・派遣切りの動向や派遣法改悪の動きについて話され、本題の事案について発表・討論となりました。私以外の3件は請負及び派遣契約解除で一方向的に解雇された事件でした。私は「高年齢者雇用安定法」の適用を求めて、入社の際の経緯から、退職金の不当な扱いで労働審判を申し立て、和解直後に雇止めか一年だけ雇用延長する不更新条項付の契約にサインするか二者択一を迫られた経過を述べました。

今回参加して感じたことは、私と同様に差別や雇止めを受けて、納得がいかず闘っている人が全国に沢山いらっしゃるのことが分かりました。と同時にこれからはおいつそう頑張らないといけないという思いを新たにしました。



今後の日程

6月7日（土）非正規で働く仲間の全国交流集会
都久志会館ホール 13時20分開会
～8日（日）分科会・講座、アクロス福岡 9時
開会
6月9日（月）上田再雇用拒否事件、第6回法廷

再雇用拒否事件・第6回法廷のご案内

日時：2014年6月9日（月）午前11時半開廷
場所：地裁小倉支部6Fラウンド法廷
※終了後、弁護士会館で30分程度の交流会が開かれます。皆様のご参加をお願いします。